

『水左記』の研究 —康平七年閏五月～六月—

北村安裕・久米舞子・黒須友里江・重田香澄・堀井佳代子

Study of "Suisa-ki" (from Leap May to June in Kohei 7)

Yasuhiro KITAMURA, Maiko Kune, Yurie Kurosu, Kasumi Shigeta, Kayoko Horii

"Suisa-ki" is a diary written by Minamoto no Toshifusa (1035-1121 A.D.), who was a court noble in Heian period. In diaries of this period, the events of the court society were typically recorded. Analysis of these records enables to clarify how politics, administration, and society of the time is going on.

In "Suisa-ki", the pieces written in 1062-1113 have been in existence intermittently. These years correspond to the transition period from the ancient times to the medieval times. Therefore, this diary is an important resource to understand the dynamic transition in the course of history.

In the current study, the pieces of "Suisa-ki" limited in Kohei 7 (1064 A.D.) especially Leap May to June are introduced with the annotation in detail, and it will be dedicated to the development of the study of the late Heian period.

#—△—△—△—古記録 源俊房 平安京 火災 禰子内親王 宇治 平等院

| 解題と構成

(一) 『水左記』康平七年閏五月～六月条記について

本稿は、平安時代後期の政務・社会のあり方を解明する目的で、

して、源俊房（1035～1121）の日記『水左記』について、自筆本（写真版）の観察に基づいた精確な本文を示した上で、可能な限りの考察を加えたものである。源俊房および『水左記』に関する基本的な事項や、同書に記載された時代の梗概については、「『水左記』の研究—康平七年正月～四月—」（『岐阜聖徳学園大学紀要（教育学部編）』五九、110-110）を参照された。

本稿で扱う康平七年（1064）閏五月～七日～六月二十九日条は、源俊房の自筆本である宮内庁書陵部所蔵伏見宮本の一巻目の末尾にある。いりやは、当該部分の概略と、今回の釈読・考察の上で注目すべき点について述べてこむ。詳細については、「〔翻刻と考察〕」の対応箇所を参照のこと。

閏五月一七日には、国家の安寧を祈る臨時の仁王会が挙行された。その後の定では、翌康平八年が陰陽道の厄年である三合年にあたることから、その対策について合議がなされた。これは、翌年の治暦改元への伏線となる。なお、最も通行する刊本である史料大成本では、この部分に「三合載外記勘文也」もこうやや意味のむろに古い翻刻文がみえるが、今回の検討で、「三合歲外記勘文也」であつたことが明らかになった。

一九日は、俊房にとって多忙な一日だった。早旦に僧頼誉がやつてきて、藤原頼通の病状が悪化したことを告げた。この時期、頼通はたびたび体調を崩しており、このような急報も珍しくはなかった。俊房はひとまず急いで頼通邸に駆けつけたところ、頼通の物語にあたつていたため、面会はかなわなかつた。

仕方なく帰宅した俊房は、「一条辺」で火災が発生したことを知る」となる。「一条辺」一帯は、俊房邸（六条）からは遠いが、父師房の土御門殿を含め、多くの公卿が邸宅を構えていたエリアだつた。そこで

彼は、火災の詳細を知るために再び出かけ、自身の一族と関係の深い「前斎院」が被災し、師房の土御門殿に避難していることを知った。土御門殿に向かった俊房は、実際に「煙焰」にさらされたことや、師房らが乗車して邸宅を離れたこと、土御門殿の主要家財が邸外に運び出されたこと、などを記録している。この記事からは、遠方の火災を知つた者（俊房）、被災した者（「前斎院」）、間近に火の手が迫つている者（師房）といふ三者がそれぞれどのような動きをとつたかが分かり、平安期の火災における貴族層の行動に関する有力な史料ともなりうる。

この時に被災した「前斎院」については、長元九年（一〇三六）に賀茂齋王に卜定された娟子内親王と、永承元年（一〇四六）卜定の禊子内親王の二名が候補となるが、娟子は俊房の正妻であり、この段階で同居していたとも考えられ、「前斎院」は禊子だつた可能性が高い。禊子の母方の祖母は師房の姉妹にあたり、師房は禊子幼少時に家司をつとめてもいた。禊子と師房の関係については文学的見地からの研究があるが、極限状態にあつた禊子が師房のもとに身を寄せていたとすれば、この段階でも両者の関係はきわめて密接だつことになろう。この後、「前斎院」は師房の「家人」ともいわれる藤原隆方邸に移つてゐる（二五日条）。

六月一一日には、月次祭が挙行された。本来の上卿が辞退したため、前々日になつて俊房に上卿の役目がまわつてきていた。この部分には、「上卿」を主語として俊房自身に関わる行動を記述している箇所があり、儀式書の記載方式との類似性が指摘できる。また当該記事からは、この時期の月次祭の儀式進行を読み取ることができ、『北山抄』（一世紀初成立）と『江家次第』（二世紀初成立）の空隙期における儀式の具体相を知る上で重要な記事といえる。なお、これに先立つ五日には、月次祭で用いる用具の準備を木工寮に指示する宣旨の発給がなされ、やはり

俊房が上卿をつとめている。

一五日。俊房は頼通に随つて、宇治へと出発した。宇治には頼通の別業が立地しており、天喜元年（一〇五三）には鳳凰堂が建立され、頼通家の仏教信仰の拠点として整備されつつあつた。この頃、頼通は療養などを目的としてたびたび宇治に赴くが、今回の訪問はその最初期の事例に位置づく。出発に際しての「雖^三今日無^二指事^一、被^レ令^レ坐^三平等院^一、何事之有乎」という頼通の言の解釈は難しいが、今回の検討により、一連の宇治訪問の始まりを告げるものと解する可能性がでてきた。このほか、景勝の地として名を聞こえさせた橘俊綱の伏見亭の初期の様相を示す記述や、人々が下車して宇治川を渡橋する描写なども、当時の社会を知る上で見逃せない。

一七日以降は宇治滞在の影響からかしばらく記述が空いており、二六日の欄には久々の記述がなされた。ところが、その冒頭には「廿七日」と書かれ、傍線で記述全体を二七日の欄に移動することが示されている。また、二六日の欄に綴られるはずだつた記述は、裏書きになされている。二七日の欄に「天晴」と書いた後に日付の誤りが判明して急遽なされた措置だろうが、日記の記法を考える上で興味深い、自筆本ならではの事例である。

本稿の対象範囲は一ヶ月半程度の短い期間であるが、平安時代後期の貴族社会のあり方に関する豊富な内容を含んでいるといえる。

（二）凡例

【本文】の項では、宮内庁書陵部所蔵伏見宮本を底本として翻刻した（複製巻子本『水左記 康平七年自正月至六月』〔宮内庁書陵部、一九五四〕および書陵部所蔵資料目録・画像公開システム [\[https://shoryoubu.kunaicho.go.jp/\]](https://shoryoubu.kunaicho.go.jp/) を参照・閲覧）。底本の様態については、後述の凡例に

則つて示したが、説明を要する部分については【註】の項で詳述した。【書き下し】の項では、できるだけ平易に読み下すことを心がけ、一部の漢字表記についてはかなに改めた。誤字・脱字と判断される箇所や、文字が推定できる箇所については、本文の字句を適宜改めたり、補つたりした上で書き下した。【註】の項では、記事に登場する人物や行事（儀式）名、その他の語句、底本の様態などを中心に註釈を附した。註釈に際しては、当該期のできごとを記した編纂史料や、儀式書などを引用しつつ、拠るべき先行研究も紹介しながら、できるだけ精確かつ端的な叙述を心がけた。該当箇所が長大な場合、見出しどして首尾の各三字のみを掲出した。康平五・六年の註は『水左記』註釈（康平五・六年）（『人文研究』七一、二〇二〇）、康平七年正月～四月三日の註は前掲『水左記』の研究一康平七年正月～四月」 参照。

その他の凡例は、以下の通り。

【本文】と【書き下し】には、原則として常用漢字を用いた。／改行箇所は、底本に依拠しない。／具注暦の記載は、日付・干支・納音・十二直まで翻刻して以下は略し、直下に本文を配置した。／具注暦の各日条の頭書は、当該条の冒頭に（頭書）と附して翻刻した。／裏書は、当該条の末尾に（裏書）と附して翻刻した。／破損等によって文字が判読できないものの、墨痕等によつて文字数が推定できる場合は□、おおよその文字数が推定できる場合は□、破損等が甚だしく文字数が推定できない場合は□で表示した。／文字が推定できる場合は、該当部分の横に「文字+カ」と表示した。／文字を別字と解釈した場合は、該当する文字の横に「別字+カ」と表示した。／脱字があると判断した場合は、文字を補うべき箇所に「脱字+脱力」と表示した。／衍字と判断した場合は、該当する文字の横に「衍」と表示した。／文字が抹消さ

れている場合は、■で表示し、もとの文字が判読・推定できる場合は、横に「×+もとの文字（カ）」と表示した。／重書等によつて文字が書き改められていて、もとの文字が判読・推定できる場合は、横に「×+もとの文字（カ）」と表示し、もとの文字が未詳の場合は、「×□」と表示した。／記主によつて行間・字間等に補われた文字と判断した場合は、該当する文字に【】を附した。／小字または割書（細字双行）は、へで表示し、本文については、改行箇所に「/」を附した。／【書き下し】には、月（大小）・日付と干支・本文を掲載し、具注暦の記載のみで本文がない場合は、全体を略した。／【註】で言及した一部の史料・書名等については、下記の略称を用いた。『康平記』（定家朝臣記）（群書類従）二五）→『康平記』、『後拾遺和歌集』→『三実』、『師通記』、『新古今和歌集』→『新古今』、『日本三代実録』→『三実』、『本朝皇胤紹運録』→『紹運録』、『御堂関白記』→『御堂』、『類聚三代格』→『三代格』／『西宮記』の巻次は故実叢書本によつた。

〔主要参考文献〕

「水左記解説 附釈文」（『水左記 康平七年自正月至六月』宮内庁書陵部、一九五四）、前田育徳会編『国宝 水左記』（前田育徳会発行、二〇一三）、石田寒洋「尊經閣文庫所蔵『水左記』解説」（『尊經閣善本影印集成 65 水左記』八木書店、二〇一七）

※本稿は、科学研究費補助金若手研究（課題番号19K133348、20K13178、17K13536、19K13330）による研究成果の一部である。

（北村安裕）

二 翻刻と考察

(一) 康平七年閏五月

【本文】

廿八日癸巳水開
廿九日甲午金閉

【書き下し】

十七日壬午木閉 天晴。今日臨時仁王会。於南殿被行之。下官大納言殿御共參内事。有口^{〔定カ〕}左府承之給。上達部等着陣座。

(裏書) 十七日。所被下之文一通也。三合歲外記勘文也。諸卿等一同定之。任先例可被行者。定了退出。依不宜口^{〔御カ〕}入夜參殿下。

十八日癸未木建 天晴。殿御心地宜御。余未剋許退出。

十九日甲申水除 天晴。早旦自殿、頼營内供告云、自此曉殿下御心

更發者。下官走參。依御物忌於門口^{〔外カ〕}令申案内帰家了。未時二条辺^{〔尔〕}有燒亡。

(裏書) 十九日。下官趣燒亡所之間、有人云、前斎院燒了。余聞之走參件院、御坐土御口殿。余參件殿、南風出来、煙焰難堪。大納言殿等乘車給、^{〔口〕}令出給了。物口^{〔具カ〕}皆悉所取出也。依有天運、適免難給了。

廿日乙酉水満 天晴。有所勞、不參殿下。

廿一日丙戌土平 天晴。不出行。

廿二日丁亥土定 天晴。

廿三日戊子火執 天晴。所勞平愈。臨晚頭參殿下。候宿。

廿四日己丑火收 雨降。人称甘雨。今日殿^{〔雷カ〕}口七口。於七仏藥師如來御前、転誦口^{〔釋カ〕}。

廿五日庚寅木危 天晴。臨夜參大納言殿。今夜前斎院渡隆方朝臣家給。余候御共。次^{〔口〕}參殿下。

廿六日辛卯木成 雨降。今日殿^{〔雷カ〕}下物忌。下官籠物忌。口^{〔以カ〕}律師良秀為講師、令講法花經給。余晚頭退出。

廿七日壬辰水收 晴。

十七日壬午 天晴る。今日、臨時仁王会なり。南殿に於て、これを行はる。下官、大納言殿と御共に内の事に参る。定有り。左府、これを承け給ふ。上達部等、陣座に着す。

(裏書) 十七日。下さるるところの文一通なり。三合歲の外記勘文なり。諸卿等、一同にこれを定む。先例に任せて行はるべし、てへり。定めりて退出す。宜しく御ざざるに依り、入夜、殿^{〔雷カ〕}下に参る。

十八日癸未 天晴る。殿^{〔雷カ〕}下の御心地、宜しく御す。余、未の剋ばかり退出す。

十九日甲申 天晴る。早旦、殿より、頼營内供告げて云はく、此曉より殿^{〔雷カ〕}下の御心更に發る、てへり。下官、走り參る。御物忌に依りて、門外に於て案内を申さしめ、家に帰り了りぬ。未の時、二条辺に焼亡有り。

(裏書) 十九日。下官、燒亡の所に趣ぐの間、人有りて云はく、前斎院焼け了りぬ。余、これを聞きて件の院に走り参るに、土御口殿に御坐す。余、件の殿に参るに、南風出来し、煙焰堪へ難し。大納言殿等、車に乗り給ひ、出でしめ給ひ了りぬ。物具皆悉く取り出すところなり。天運有るに依り、たまたま難を免れ給ひ了りぬ。

廿日乙酉 天晴る。所勞有り、殿^{〔雷カ〕}下に参らず。

廿一日丙戌 天晴る。出行せず。

廿二日丁亥 天晴る。

廿三日戊子 天晴る。所勞平愈す。晚頭に臨み殿^{〔雷カ〕}下に参る。候宿す。廿四日己丑 雨降る。人、甘雨と称す。今日殿^{〔雷カ〕}下、山僧七口を請ず。七仏藥師如來の御前に於て、經を転誦す。

廿五日庚寅 天晴る。臨夜大納言殿に参る。今夜前斎院、⁽²⁰⁾隆方朝臣の家に渡り給ふ。余、御共に候す。次で殿下に参る。⁽²¹⁾
 廿六日辛卯 雨降る。今日殿下、物忌なり。下官、物忌に籠る。⁽²²⁾ 律師良秀を以て講師と為し、法花經を講ぜしめ給ふ。余、晚頭退出す。⁽²³⁾
 廿七日壬辰 晴る。

【註】

(1)

臨時仁王会 諸所に百高座を設けて、護国經典の仁王經を講説し、國家鎮護や災異消除などを祈願する法会。康平七年三月の註⁽¹²⁾参照。この頃には、臨時仁王会と称するものを春秋二季に開催するのが恒例だつたが、三月一五日条に春季の仁王会はみえており、今回はそれとは別に開催された臨時の仁王会とみられる。五月一七日条、閏五月二十四日条の「甘雨」という表現からは、雨が待望されている様子がうかがわれるが、この仁王会も天候不順に関係するか。なお、翌年は三合歳という凶年にあたる（註⁽⁵⁾参照）。長元二年（一〇二九）に三合歳の厄を攘うために臨時仁王会が開催された（『日本紀略』同年七月二一日条）ように、臨時仁王会と三合歳が関連する場合もあるが、三合歳への対処についての定はこの直後に開催されており（註⁽³⁾参照）、今回は連関を想定しがたいか。

(2)

南殿 ここでは、内裏の紫宸殿に相当する殿舎。春秋二季の臨時仁王会は、一〇世紀後半頃から大極殿を中心に開催された（内田敦士「平安時代の仁王会」『ヒストリア』一二六五、二〇一七）が、一世紀には南殿での開催も定式化されている（『江家次第』一三、南殿百座仁王会）。一世紀後半の実例は、寛治三年（一〇八九）七月の「於南殿二日臨時仁王会」（『師通記』同月三日条）など。

(3) 定

欠損があるが、ウ冠から「定」と推定しうる。翌年が三合歳（註⁽⁵⁾参照）にあたることから、臨時仁王会の後に対処についての定がなされたのである。三合歳にあたる長元二年閏二月の事例では、「今年当三合」。可行之攘災事、宜定申」との仰せがあつて、定が行われた（『小右記』同月五日条）。

(4) 左府

左大臣藤原教通。この日の定で上卿を務めた。

(5) 三合歳：記勘文

三合歳は、陰陽道における凶年。大歳・太陰・客氣の三神が合する年で、天災・疫病・兵乱などが発生するとされ、しばしば改元の理由ともなる。おおむね九年ごとにめぐつてくる（小坂真一「三合の算出法について」『日本歴史』三八三、一九八〇）。この翌年が三合歳であり、「旱魃并三合厄」を理由として治暦改元がなされた（『百鍊抄』）。外記勘文は三合歳にあたつての行事を勘申した文書で、『小右記』長元二年閏二月五日条にみえる「依宣旨勘申天平以後三合年被行攘災事」之例文と同様のものだろう。

(6) 先例によるべし

三合歳への対処を議した長元二年閏二月の定では、「天平以後三合年所被行之事等相異」としつつ、神宮・諸社で祈禱すること、太政官符を下して諸国で大般若經を転読すること、内裏で仁王經を転読すること、などが奏上され（『小右記』同月五日条）、実際に諸社への奉幣（『日本紀略』同月二九日条）、大極殿での御読經（同三月一八日条）、臨時仁王会（同七月二一日条）などが執行された。長元二年は三合歳の当年であり、この時期以前の三合歳への対策もほとんどが当年になされているが、一世紀後半以降は前年に対策するのが通例となつていったようである。例えば、翌年に三合歳をひかえた寛治五年には、九社での仁王經転読や南殿での大般若經転読などといつた対策が議せられ（『師通記』同年六月一二日条）、実際に南殿で

の御読経が実施されている（同六月二三日条）。

(7) 宜しく：に参る 藤原頼通の体調が思わしくないとの情報を得た俊房は、例の如く頼通の居所に赴いて泊し、翌日に容態が安定するのみで退出している。

(8) 早旦 「旦」字はやや右に寄り、左上に文字を途中まで記して抹消した痕跡がある。同月一六日条でも、同様に「早旦」の「旦」を訂正しており、関連が想定される。

(9) 頼誉 一〇二三一一〇六九。因幡守頼成の男（『尊卑分脈』）。天台宗、千手院に属する。この時、内供奉十禅師をつとめ、治暦三年（一〇六七）には権律師に任じられる（以上『僧綱補任』）。頼誉の父頼成は具平親王（俊房の祖父）の実子とされ（『尊卑分脈』）、頼誉は俊房の従兄弟にあたる。また、頼成の女ともいわれる祇子（五月二三日条参照）は頼通の妻となつて師実らを産んでおり、頼誉と頼通の関係も近しいものがあつた。

(10) 御心更に発る 頼通の病状が再び悪化した、ということ。早朝に頼誉からこのことを聞いた俊房は慌てて頼通邸に向かつたが、頼通の物忌にあたつていたため、門前での挨拶のみで引き返し、火災の報に接することになる。

(11) 燃亡 火災。平安京では火災が頻発していたが、一〇世紀末以降は放火の割合が増加したと推定されている（西山良平「平安京の火事と〈都市〉住人」『都市平安京』京都大学学術出版会、二〇〇四）。当日条には、前斎院が罹災したことしか記されておらず、今回の火災の原因は不明。規模についても不明だが、俊房が土御門第で炎煙に接し、父師房らも避難したと考えられることからすれば、周辺地域にまで延焼する、ないし延焼する恐れのある火事だつたことになる。

(12) 前斎院 賀茂齋王経験者で、この時存命だったのは、長元九年にト

定された娟子内親王（俊房の正妻）と、永承元年（一〇四六）にト定された禪子内親王の二人。娟子内親王（一〇三二一一〇三三）は、後朱雀皇女。母は禪子内親王（父は三条天皇。母は藤原道長女妍子）。

長元五年九月一三日生（『小右記』）。同九年一一月に斎王にト定され、同一二月に内親王となる（『範国記』）。寛徳二年（一〇四五）正月に斎王を退いたが、天喜五年（一〇五七）九月に当時参議・左近衛中将の俊房に「ひそかに降嫁」し、「世、以て不可と」したという（『少外記重憲記』康和五年〔一〇三三〕三月一二日条）。『古事談』は「（俊房が）前斎院を取り籠め奉りて、亭に置き奉」つたとし（一五一五）、『今鏡』には「（娟子が）なが月のころいづこともなくうせさせ給にければ、宮の内の人いかにすべしといふこともなくして、あかしくらしけるほどに、三条わたりなる所（俊房邸）にすみ給なりけり」（四、ふぢなみの上、ふぢなみ）とある。いずれにしても、若き俊房は娟子を事實上の妻として自邸に引き入れ、世の強い反発にさらされた。とりわけ娟子の同母兄である尊仁親王（後三条）は俊房を憎み、即位後には冷遇したという（『古事談』前掲）。康和五年三月一二日没（『中右記』）。『狂斎院』と号した（『紹運録』）。俊房との仲は生涯にわたつて良好だつたようで、『水左記』には俊房と娟子の同居を示す箇所もあるが、康平七年当時の居所は未詳。『古事談』『今鏡』等の伝が正しければ、婚姻の当初は俊房邸に寄しており、この段階でも俊房と同居していた可能性がある。禪子内親王（一〇三九一一〇九六）は、後朱雀皇女。母は藤原妍子（父は敦康親王。母は具平親王女。藤原頼通の養子）。長暦三年（一〇三九）八月一九日生（『扶桑略記』）。生後間もなく母娘子が亡くなつたため、頼通の養子となつた姉の祐子内親王（『中右記』）

長治二年〔一一〇五〕一一月七日条参照)とともに頼通の高倉殿で養育され、「高倉殿の女四宮」とも呼ばれた(『栄花物語』三七)。永承元年三月に斎王に卜定される(『一代要記』)。天喜六年四月に病によつて退^レ下(『扶桑略記』)。その後、たびたび歌合を主催したが、永長元年〔一一〇九六〕九月一三日に薨去。「天喜六年依^レ病退^レ斎院」。從^レ爾以来被^レ責^レ狂病^{、不^レ知^{二前後}經^{二數十年}、今夜俄薨逝[」]といふ(『中右記』)。六条斎院と号す(『紹運錄』)。母方の祖母が具平親王女であることから村上源氏との関係が深く、長久元年〔一一〇四〇〕には、春宮權大夫源師房が家司に補されている(『春記』同年一二月二二日条)。禊子内親王は幼少時からたびたび歌合を催しているが、その内容に師房の影響がみられるとする見解もある(瓦井裕子「禊子内親王家歌合と『源氏物語』攝取」『日本文学』六五一九、二〇一六)。また、号である「六条斎院」も、具平親王の居宅であり、師房へと伝領された六条宮に關係すると考えられ、つながりの深さがうかがわれる。娟子内親王と禊子内親王は、いずれも師房・俊房父子と深く関係する人物であるが、娟子内親王は俊房とすでに同居していたとも考えられる。「前斎院」は幼少時からの師房とのつながりを考慮すると、今回被災したのは禊子内親王だった可能性が高い。この後、「前斎院」は師房と関係の深い藤原隆方邸に移る(二五日条)が、このことも「前斎院」が師房とより深いつながりを有する禊子とみなしうる材料となる。}

(13) 土御門殿 「土御門殿」か。土御門殿と称する邸宅は、藤原道長が所有した京極土御門殿をはじめ複数確認できるが、ここでは村上源氏の主要邸宅の一つを指す。村上源氏の土御門殿は具平親王(村上皇子)から男師房に伝領され、師房は土御門右大臣を号した。師房の没後は、俊房の所有に帰したとみられる。その後、承暦三年〔一一〇七九〕

(14) 大納言[：]了りぬ
二月の火災で焼失し(『為房卿記』)、再建された(『水左記』永保元年〔一一〇八二〕一二月一日条)ものの、嘉保二年〔一一〇九五〕五月に再び炎上してしまった(『中右記』同月一一日条)。具体的な所在地としては、左京一条三坊一六町と想定されている(土岐陽美「源俊房とその第宅」『東京大学史料編纂所研究紀要』一五、二〇〇五)。

(15) 物具皆[：]ろなり
二月の火災で焼失し(『為房卿記』)、再建された(『水左記』永保元年〔一一〇八二〕一二月一日条)ものの、嘉保二年〔一一〇九五〕五月に再び炎上してしまった(『中右記』同月一一日条)。具体的な所在地としては、左京一条三坊一六町と想定されている(土岐陽美「源俊房とその第宅」『東京大学史料編纂所研究紀要』一五、二〇〇五)。

(16) 燃失[：]ろなり
二月の火災で焼失し(『為房卿記』)、再建された(『水左記』永保元年〔一一〇八二〕一二月一日条)ものの、嘉保二年〔一一〇九五〕五月に再び炎上してしまった(『中右記』同月一一日条)。具体的な所在地としては、左京一条三坊一六町と想定されている(土岐陽美「源俊房とその第宅」『東京大学史料編纂所研究紀要』一五、二〇〇五)。

(17) 所勞[：]ろなり
二月の火災で焼失し(『為房卿記』)、再建された(『水左記』永保元年〔一一〇八二〕一二月一日条)ものの、嘉保二年〔一一〇九五〕五月に再び炎上してしまった(『中右記』同月一一日条)。具体的な所在地としては、左京一条三坊一六町と想定されている(土岐陽美「源俊房とその第宅」『東京大学史料編纂所研究紀要』一五、二〇〇五)。

(18) 甘雨[：]らなり
二月の火災で焼失し(『為房卿記』)、再建された(『水左記』永保元年〔一一〇八二〕一二月一日条)ものの、嘉保二年〔一一〇九五〕五月に再び炎上してしまった(『中右記』同月一一日条)。具体的な所在地としては、左京一条三坊一六町と想定されている(土岐陽美「源俊房とその第宅」『東京大学史料編纂所研究紀要』一五、二〇〇五)。

(19) 市の転成[：]らなり
二月の火災で焼失し(『為房卿記』)、再建された(『水左記』永保元年〔一一〇八二〕一二月一日条)ものの、嘉保二年〔一一〇九五〕五月に再び炎上してしまった(『中右記』同月一一日条)。具体的な所在地としては、左京一条三坊一六町と想定されている(土岐陽美「源俊房とその第宅」『東京大学史料編纂所研究紀要』一五、二〇〇五)。

(20) 月一七日条にも「甘雨」とあり、閏五月一九日には火災が起つてい

ることから、この時期降雨が十分でなかつたと考えられる。

(18) 山僧 比叡山延暦寺の僧侶のこと。

(19) 七仏薬師如來 七仏薬師法のための薬師仏七体のこと。七仏薬師法は『薬師瑠璃光七仏本願功德經』に基づく息災増益法であり、除病・安産などに利益絶大とされる。天台密教の修法として良源が完成させ、貴族社会に広まつた。「山僧七口」とあることから、七仏に七名の僧侶を配した七壇立てで行われたとみられる。頼通の病氣平癒のために行われた修法であろう。

(20) 前斎院 禅子内親王であろう。註(1)を参照。前斎院は、一九日条裏書で住居の火災により師房の土御門殿に避難し、また本日条で師房の家人である藤原隆方の家に渡つた。前斎院は師房との関係が深く、彼を家司とする禪子がふさわしいと考える。禪子が康平元年に病により斎院を退下した後の居所は不明であり、その後も判然としない。但し

『師記』治暦四年一〇月五日条に「次僕參_二殿上」、次參_二前斎院御方_二、同二月八日条に「今日弓場始也。：次具レ弓參内。：申刻經_二前斎院御方_一出御」とあり、この「前斎院」もまた禪子と考えられる

ことから、この時彼女は後三条天皇の里内裏（藤原教通の二条第）に居住したとみられる。また禪子が六条斎院と称されるのは、千種殿（六条宮）を居所としたためとされる。寛治元年奏覽の『後拾遺』に「六条斎院」とみえることから、この頃には千種殿に居住したのであろう（所京子「六条斎院禪子の事績」『斎王和歌文学の史的研究』国書刊行会、一九八九）。なお禪子の斎院退下後初とみられる歌合は、康平七年一二月二九日に行われている（萩谷朴『平安朝歌合大成』増補新訂二、同朋舎出版、一九九五）。

(21) 隆方朝臣 藤原隆方（一〇一四～一〇七八）。父は藤原隆光、母は

源国季女。子に為房、光子（堀河・鳥羽天皇の乳母）など。このとき

従四位下備後守。寛徳元年右衛門少尉、同二年藏人、左衛門少尉、檢

非違使、永承元年從五位下、周防守、天喜二年右衛門權佐、同五年藏

人、康平六年從四位下、備後守、治暦元年右中弁、延久元年（一〇六九）

權左中弁、承保二年（一〇七五）左中弁、承暦元年正四位上、但馬守、

同二年に死去した。任國で亡くなり、摂津国の羽束に葬られたという

（『古事談』二一一四四）。『長秋記』天永二年（一一一〇）九月四日条に「為

房父隆方故殿（師房）家人也」とあり、源師房の家人であった。多芸

で碁などの所能一八を数えたといい（『江談抄』三一一四）、歌人でも

あり『後拾遺』六六七・八六五に和歌がみえるほか、近年鶴見大学所

蔵『古筆手鑑』から、『新古今』に収録され後に除かれたとみられる

一首が発見された。日記に『但記』（『隆方朝臣記』）がある。

(22) 参 「殿」と書きかけて抹消し、「参」に書き改められている。

(23) 物忌に籠る この日、頼通は物忌であるため、彼の居住する高倉殿への出入りが憚られた。そのため俊房は、前夜から物忌参籠したと考えられる。またこの日は頼通による仏事が行われており、これに参加するためにも前夜からの参籠が必要であつたと考えられる。

(24) 律師 このとき良秀は、正確には権律師であつた。註(25)を参照。律

師は、僧綱を構成する僧正・僧都・律師の役職の一つ。治部省の被管である玄蕃寮に属し、その職掌は寺院・僧侶・法会に関するものである。『僧綱補任』。『三井続灯記』六（『大日本佛教全書』一一一）によれば、石藏大僧都と号し、康平五年に園城寺探題となつた。承保元年には、円宗寺探題を務めたという（『永昌記』長治二年正月一日条）。な

おこの前年の康平六年に焼亡した清水寺について、『扶桑略記』同七

年八月一一日条に「供養清水寺」、講師権律師良秀」とあり、良秀

はその供養の法会で講師を務めた。

(26) 講師 法会において、読師と相対して高座に登り、經典を講説する

僧侶のこと。

(27) 法花經 平安時代において法花經への信仰は、鎮護国家のため、ま

た個人の追善・報恩のためとして貴族社会に広まつた。ここで頼通は、物忌にあたり法華講を行つてゐる。『中右記』永長元年九月二四日条には「易筮一日御物忌也。依御慎重今日於昼御座以僧甘口有法華經御讀經」、堀河天皇の物忌に際し、重い慎みのために法華經が読経されたとあり、ここでの頼通による法華講の目的も同様であろうと推測される。

(北村安裕) 一七〇一九日、久米舞子(二〇〇一九日)

(二) 康平七年六月

【本文】

六月小建(辛未)

(頭書) 造酒司獻禮酒

一日乙未金建

二日丙申火除 天晴。大納言殿今朝令參詣賀茂給。辰剎許參入殿下、

終日候。隨侍宿。

三日丁酉火滿 天晴。早且晚頭自殿下退出。臨晚頭歸參。候宿。

四日戊戌木平 天晴。晚頭自殿下退出。

五日己亥木定 天晴。今日參内裏。先候陣座。次參上殿上。有藏人家

綱下宣旨一通。是木工寮申請事等也。

〔依請〕

〔仰詞〕

依請。

(裏書) 五日。余以件文下弁伊房。件伊房木工頭也。依有便宜也。自内

裏退出、參殿下。又帰家。

六日庚子土執 天晴。今日涼風來。草木不靜。

七日辛丑土破 雨降。早旦參殿下。午後退出。

八日壬寅金危 大雨大風。不出行。

九日癸卯金成 天晴。臨晚頭參殿下。先參大納言殿。殿下明日物忌也。

仍宿籠殿下。半夜許大雨。驚心神。

(裏書) 十九日。召使來云、明後月次祭也。而口分配上皇太翁皇后宮大夫、

只今被申故障。仍可參者。余申參仕之由。

(頭書) 御ト奏

十日甲辰火収 雨降。今日候殿下。未剎許退出。依道次參左府。

(頭書) 月次祭 廢 神今食祭

十一日乙巳火開 天晴。未剎許參神祇官。行月次祭事。先着門東棟座。

召外記〔問〕所司并供神物具否。申弁備由。召々使置式筥於序。着序。

王大夫着。上卿召々使二音。

(裏書) 十一日。召使稱參進。〔上〕宣如例。諸大夫等入着南序。祝司

着祝坐。上卿下着砌坐。祝了。申了由。分配供神物并幣等。退出。

十二日丙午水閉

十三日丁未水建

十四日戊申土除

十五日己酉土満 天晴。未時許參殿下。候御前。被仰曰、昨例心地所起也。雖今日無指事。彼〔令〕坐平等院。何事之有乎。申時許參大納言殿。

十六日庚戌金満 天晴。辰剎許立臥見。午初着平等院給。人々口車渡橋。及暮景參南御堂巡礼。

(裏書) 十五日。亥時許令着播州山庄臥見給。宿取。

十六日庚戌金満 天晴。辰剎許立臥見。午初着平等院給。人々口車渡

十七日辛亥金平

十八日壬子木定

十九日癸丑木執

廿日甲寅水破

廿一日乙卯水危

廿二日丙辰土成

廿三日丁巳土收

廿四日戊午火開

廿五日己未火閉

廿六日庚申木建

廿七日 天晴。早旦有客云、夜前皇后宮御心地不

例御者。余仍早々参上。頗落居御者。次参殿下。須臾退出。入夜復參

皇后宮。

(裏書)廿六日。天晴。入暮景、暗雲籠天、殷雷起音。衆人失耳^(心)、已失心神。
廿七日辛酉木除 天晴。
廿八日壬戌水満 天晴。着束帶參内。自⁽²⁾參殿下候宿。

(頭書)大祓
廿九日癸亥水平 天晴。参【皇】后宮。

【書き下し】

六月小

二日、丙申。天晴る。大納言殿、今朝賀茂に参詣せしめ給ふ。辰の刻ばかり、殿下に参入し、終日候す。随ひて侍宿す。

三日、丁酉。天晴る。早旦殿下より退出す。晚頭に臨み歸り参る。候宿す。

四日、戊戌。天晴る。晚頭殿下より退出す。

五日、己亥。天晴る。今日内裏に参る。先づ陣座に候す。次で殿上に参上す。

蔵人家綱下す⁽⁶⁾宣旨一通有り。是れ木工寮申請の事等なり。仰⁽⁹⁾

(裏書)十五日。亥の時ばかり播州の山庄臥見に着せしめ給ひ、宿取る。

詞、請に依れ。

(裏書)五日。余、件の文を以て弁伊房に下す。件の伊房、木工頭なり。⁽¹⁰⁾
便宜有るに依るなり。内裏より退出し、殿下に参る。また家に帰る。

六日、庚子。天晴る。今日涼風来る。草木静かならず。

七日、辛丑。雨降る。早旦殿下に参る。午の後退出す。

八日、壬寅。⁽¹³⁾大雨大風。出行せず。

九日癸卯。天晴る。晚頭に臨み、殿下に参る。先づ大納言殿に参る。殿下、明日物忌なり。仍て殿下に宿籠す。⁽¹⁴⁾半夜ばかり大雨。心神を驚かす。

(裏書)九日。召使來りて云はく、明後、月次祭なり。而るに、口分配の上、

皇太后宮大夫、只今故障を申さる。仍て参るべし、てへり。余、参仕するの由を申す。

十日甲辰。雨降る。今日、殿下に候す。未の刻ばかり退出す。道次に依り左府に参る。

十一日乙巳。天晴る。未の刻ばかり神祇官に参り、月次祭の事を行ふ。

先づ門の東掖の座に着す。外記を召し、所司ならびに供神物の具否を問ふ。弁備する由を申す。召使を召し、式の笛を序に置く。序に着す。王大夫着す。上卿、召使を召すこと二音。

(裏書)十一日。召使、称唯し参進す。上宣、例のごとし。諸大夫等、南厅に入り着す。祝司、祝坐に着す。上卿、下りて砌の坐に着す。祝⁽²⁸⁾したる。了る由を申す。供神物ならびに幣等を分配す。退出す。

十五日、己酉。天晴る。未の時ばかり殿下に参る。御前に候す。仰せられて曰はく、昨、例の心地起ころとろなり。今日、指せる事無しと雖も平等院に坐さしめらるるに、何事の有らむか、と。申の時ばかり大納言殿に参る。宇治殿に上参し給ふ。

十六日、庚戌。天晴る。辰の剝ばかり臥見を立つ。午の初め平等院に着し給ふ。人々下車して橋を渡る。暮景に及び、南御堂に参りて巡礼す。廿六日、庚申。

(裏書) 廿六日。天晴る。暮景に入りて、暗雲、天に籠り、殷雷、音を起つ。

衆人、耳を失ひ、已に心神を失ふ。

廿七日、辛酉。天晴る。

(廿七日) 天晴る。早旦、客有りて云はく、夜前、⁽⁴³⁾皇后宮の御心地、不例に御す、てへり。余、仍て早々に参上す。頗る落居し御す、てへり。次で殿下に参る。須臾にして退出す。入夜、復た皇后宮に参る。廿八日、壬戌。天晴る。束帶を着して参内す。⁽⁴⁴⁾自ら殿下に参りて候宿す。

廿九日、癸亥。天晴る。皇后宮に参る。

【註】

- (1) 大納言・め給ふ 師房の賀茂社参詣。貴族の賀茂社への参詣に関しては、奉幣などの公使や、摂関賀茂詣はじめ賀茂祭前後に貴族が参詣する事例が多くを占めるが、それ以外にも、賭戸や相撲等の勝方祈願、自身の昇進、縁者の息災祈願等、多岐に亘る(三橋正「摂関期における貴族の神祇信仰」『平安時代の信仰と宗教儀礼』)。現存の記録類から師房に賀茂社参詣が恒例化していた二〇〇〇)。現存の記録類から師房に賀茂社参詣が恒例化していた様子はうかがえず、今回も何らかの理由があつてのものと考えられる。あるいは「前斎院」が禊子内親王であれば(康平七年閏五月の註⁽¹²⁾)、前月一九日の火災における被災に関わるものか。未詳。
- (2) 隨ひて侍宿す 賴通のもとに終日候じ、宿待した。ここでの「隨」は接続詞的に使われているとみてよからう。その場合、古記録においては、「隨亦(又)」「隨則(即・便)」などの形で使われることが多い

が、『水左記』では「隨」一字の用例の方が多いようである(峰岸明『平安時代記録語集成』吉川弘文館、二〇一六)。俊房の用字の傾向として興味深い。「侍宿」は『師通記』寛治三年(一〇八九)一〇月八日条、「殿暦」康和三年(一一〇一)六月一九日条等に用例がある。

(3) 早旦殿・退出す 「晚頭」の横に「早旦」と書いている。前日に候宿していること、およびこのあと再び頼通の高倉殿に戻つて候宿したことと考えられることから、早朝退出し、暮れ方に再び頼通邸へ参つたと考えるのが妥当であろう。冒頭を「晚頭」とすると、この部分は翌日条と同文となる。日付を間違えて書いたか、複数日をまとめ書きする中で誤記した可能性も考えられる。

(4) 候宿す 行の冒頭にある「候宿」の書き出し位置が他の行より上に出ており、記述された時が異なる可能性も考えられる。

(5) 次で殿・参上す 陣座に候したあと、殿上間に伺候した。但し、このあとに続くのが木工寮申請の事等に対する宣旨発給についての記述で、俊房が上卿を務めている。これは同月一日の月次祭に関するものであり(詳細は註⁽⁸⁾)、当日の上卿は藤原資平(正三位権大納言、七九歳)が務める予定であつたが、九日に故障により俊房へと代わっている(註⁽¹⁷⁾)。宣旨発給に關わる手続きは、基本的に陣座でおこなわれるものであり(詳細は註⁽⁷⁾)、今回もその例に漏れるものではなかろう。当日の動静を書いたあとで宣旨発給について特記したが、記述が前後したか、殿上間から再び陣座に戻つたかは未詳。

(6) 藏人家綱 藤原家綱(生没年未詳)。藤原実範男。母は橘義通女。康平四年に正六位上藏人、右衛門少尉(『成文抄』八、藏人)。承暦元年(一〇七七)一二月一四日の藤原師通や、同四年八月一五日の源師忠(俊房弟)の新中納言申慶に前駆として名が見える(『水左記』)。

のち信濃守、兵庫頭。寛治三年以降石清水、春日等の祭使の陪從として名が見え、笛に加え、弟行綱とともに猿樂にも堪能であつた（『師通記』寛治五年三月二三日条、『十訓抄』七一一七）。

- (7) **宣旨一通** ここでは木工寮申請に関する宣旨（註8）。勅命が藏人から上卿へと伝えられ、上卿が弁官に下して発給される。ここは藏人から上卿へと伝宣されるところ。一連の流れは『西宮記』一〇、侍中事に詳しい。それによると、藏人は、①清涼殿で口宣を奉り、②陣座後方にて陣官人に陣座の様子を聞く。③宣仁門から入り、④横切座の後ろを通つて陣座南の小橋の南に出、⑤土底の柱の外側を通つて膝突に着して小揖、⑥上卿に口宣を進める。⑦上卿は口宣を受け取つて一通ずつ聞き見、⑧口宣を読み上げることに藏人に目す。⑨藏人はその都度口宣の内容を仰せて、⑩上卿はその都度称唯する。⑪すべて終わつたら藏人は膝突から立ち、来た道を帰つていく、となる。
- (8) **木工寮・請の事** この月一日におこなわれた月次祭（註16）にて奉られる鎗鉾などの造備に関する申請。延喜四時祭式23月次祭条に、「前祭五日、充忌部九人、木工一人、令造供神調度」とある。同木工式33供神雜物条にはこれらについて、「待官符并宣旨充之」とあり、『西宮記』四、月次祭に「木工寮申鉾文。弁申上卿」下三宣旨」とあることから、本条での申請はこの「鉾文」にあたると考えられる。なお延喜四時祭式によれば、準備は祈年祭に准じ、鎗木は讃岐国が納めた（23月次祭条、4祈年祭官幣条）。
- (9) **仰詞** 口宣。また、口宣に記されていたこと。藏人が伝えた天皇の命。ここでは「請に依れ」にあたる。
- (10) **弁伊房** 藤原伊房。左少弁。康平五年正月の註(3)参照。康平五年より木工頭を兼任（『公卿補任』）。

(11) **便宜有・るなり** 伊房が木工頭を兼ねているため、伊房に下し、伊

房が左少弁として発給手続きをおこなえば、発給後の木工寮への伝達の手間が省けるということであろう。

(12) **涼風來・ならず** 「涼風」は夏の終わりに秋の訪れを告げて吹く涼しい風。「草木静かならず」はこれに吹かれた草木がざわめく様。この翌日七日に降雨、翌々日の八日に大風大雨、九日夜半に雷雨と悪天候が続く。本日はユリウス暦では一〇六四年の七月二二日にあたり（内田正雄『日本暦日原典』、雄山閣出版、一九九六）、梅雨の終わりの大雨か、早めの台風が可能性として考えられる。

(13) **大雨** 「雨」字が他日条書き出しと同じ高さに書かれ、「大」字が上に出ている。

(14) **半夜** 真夜中。子刻から丑刻。

(15) **召使** 宮中・太政官などで雑用を担つた下級職員。

(16) **月次祭** 六・一二月に宮廷と伊勢神宮で行われる祭儀。宮廷では、六・一二月の一一日に神祇官斎院に畿内の大社を中心とした全国の神々の神主・祝部を召集し、幣物を班づ。この日は廢務。当日夜には、宮中の中和院神嘉殿において天皇が自ら神饌を供え神と共に食する神今食も行われる。延喜四時祭式上23月次祭条には班幣の対象として一九八社三〇四座が挙げられているが、九世紀以降班幣制度の形骸化が指摘されており（小倉慈司「八・九世紀における地方神社行政の展開」『史学雑誌』一〇三一三、一九九四）、この日參集したのも一部の神主・祝部であつたと考えられる。

(17) **□分配・を申す** 公卿分配（康平七年二月の註(3)参照）によつて定められた本来の月次祭の上卿は皇太后宮大夫藤原資平であつたが差しつ障りが生じたため、代わりに俊房が月次祭の上卿を務めることになつ

- (18) 道次に：に参る 賴通邸から自宅に帰る道すがら左大臣藤原教通邸に立ち寄つた。教通の邸宅としては二条殿が知られている。二条殿は高倉殿から東洞院大路を南下した所に位置し、六条亭（康平五年正月の註⁽¹⁴⁾参照）への帰路として自然である（閏五月八日条参照）。
- (19) 月次祭：を行ふ 神祇官において行われる月次祭の当日の次第を『江家次第』七、月次祭にしたがつてまとめると次のようになる。①神祇官は神祇官西庁に、上卿は北門の座に、所司の官人は南門外の幄に着す。外記は供神物が揃つていること、（所司に不足があれば）代官をたてるることを上卿に申す。②上卿は北府の座に移り、召使を呼び門外の官人を呼び入れさせる。参入した官人は南房の座に着す。神部・祝部が参入し西房南庭に立つ。③上卿以下は庁の前庭に降りて着す。④中臣が祝詞を唱える。その後上卿以下は拍手を打ち、元の座に戻る。⑤史は諸社の使・祝を召して幣を分配する。⑥上卿以下が退出する。俊房は自身（上卿）の行為を軸として本日条を記しており、主語は「上卿」である。康平六年七月二日条では儀式次第を記す中で主語が「余」から「上卿」へ変化しており、本日条と類似する。
- (20) 門の東掖の座 上卿が最初に着す場所。『江家次第』によれば、上
- (21) 卿が大臣の時は北門西掖、それ以外の時は北門東掖。
- (22) 式の笞 儀式の際に上卿の前に置かれた笞。『内裏式』が納められたとされる。
- (23) 王大夫 諸王で四位・五位の者。『西宮記』七、月次祭によれば、王大夫は初め北門外におり、上卿とともに北房に移動して着す。
- (24) 上卿、：：と二音 上卿が同句を二度繰り返して召使を呼んだ。
- (25) 上宣、：：ごとし 『江家次第』によれば、上卿は「式（乃）省刀禰奉／入（と）宣（へ）」と述べる。
- (26) 祝司 諸社の祝部ではなく、祝詞を唱える役割の人。『西宮記』では「祝師」、「北山抄」一、祈年祭および『江家次第』では「中臣」と記される。養老神祇令9季冬条によれば月次祭の祝詞は中臣が唱えるので、いずれも祝詞を担当する中臣を指すと考えられる。
- (27) 砌の坐 祝詞の際に上卿が着すのは、『江家次第』によれば晴儀では庁の前庭の座、雨儀では砌の上に薦を敷いた座であるので、この日は雨儀で行われたと考えられる。天候は晴れだが、前日の雨で地面が濡れていたか。
- (28) 祝し了：を申す 「祝す」は、ここでは祝詞を唱えるの意。月次祭の祝詞は延喜祝詞式9月次祭条に見える。一方「了る由を申す」について、儀式次第には祝詞が終わつたことを申す次第は見えない。幣の分配後に史が終わつたことを申す次第は存在するが、幣の分配は本日条ではこの後に位置しているため順序が逆である。したがつて、「了る由を申す」が具体的に何を指すのか明らかでない。なお、月次祭の主眼は諸社の神主・祝部に幣を分配することにあるが、俊房は本日条でこれにあまり触れていない。

(29) **例の心地** 「心地」はここでは「病氣」の意。体調不良が続いている

た頼通にいつもの発作・痛みが生じたことを述べたもの。

(30) **指せる事無し** これが頼通の体調を指しており、昨日の発作から大きな変化がなく体調が悪いが平等院に行こうとしている、或いは、平等院で特別な行事がないことを指しており、それでも平等院に行こう

としているとも解釈できる。この後「平等院に坐さしめらるに、何事の有らむか」と続き、何らかの否定的な要素がありつつも、頼通が平等院行きを強行していることが読み取れる。本条は頼通の宇治の長期滞在の初見史料とされる(海上貴彦「藤原頼通の関白辞任」『日本歴史』八六六、一〇二〇)。ここでの表記は、宇治行きがまだ常態化していない状況を反映したものとも考えられ、今回が長期滞在のまさに初回であつた可能性が読み取れる。俊房が敬語表現「令」を後から補うといった表記の混乱が見られる点も示唆的である。

(31) **平等院** 頼通が宇治川西岸に建立した寺院。もとは道長の別業。

末法の世に入るとされた永承七年(一〇五二)に建立。翌天喜元年(一〇五三)三月に阿弥陀堂(鳳凰堂)が完成。康平四年には、後冷泉天皇の皇后寛子(頼通女)により多宝塔が、治暦二年(一〇六六)には師実により五大堂が建てられた。延久四年(一〇七二)、頼通は病のため出家し、その平癒を祈つて翌年に師房が不動堂を供養した(『平安時代史事典』)。頼通は晩年に宇治に籠居する。坂本賞三氏は、これは頼通が天皇と外戚関係を築けず、政治的立場が減じたためとする通説を批判し、病気が原因であり、治暦三年の閏白辞任後にも、引き続き後冷泉天皇の諮問に預かる立場であったとする(『藤原頼通の時代』平凡社、一九九一)。『水左記』でも康平七年には毎月、頼通の体調不良の記事が続いており、やはり頼通の宇治滞在は療養のために

あつたことが確認される。ただし二七日条で俊房は皇后寛子の病状を確認し、すぐ頼通に報告しており、二七日時点での頼通の帰京が確認される。このときの宇治滞在は長くとも一二日間であつた。

(32) **宇治殿**

源融の別業であつたものを道長が源重信の後家から買得したもの。これが頼通に伝領され、ここに平等院が建立された。本条では平等院と宇治殿とともに見えているが、その使い分けは未詳。なお『水左記』(自筆本)康平七年一〇月一〇日条では「平等院」と書いて抹消し、続けて「宇治殿」と書く。これは単純な書き誤りではなく、宇治殿が平等院・宇治別業等を包括するものと意識されたことを示すという(寺前公基「平安中期における宇治の景観形成」『鳳翔学叢』九、二〇一三)。

(33) **上参**

「上参」は読みにくい。「參上」に類する表現か、「參上」の誤記か。師房(大納言殿)が頼通のお供として宇治に向かつたことを示しているか。

(34) **播州 橘俊綱**

(一〇二八九四)。臥見亭を所有し(『中右記』寛治七年一二月二四日条・『今鏡』四、伏見の雪のあした、勝地定め)、この三年後の治暦三年に播磨守であつたことが確認できる(承久三年(一一二二)閏一〇月日付播磨清水寺住僧解・貞応元年(一一二二)五月日付播磨清水寺衆徒申状案〔鎌倉遺文〕二八八三・二九六六)。康平七年時点で播磨守であつた可能性が高い。また『土右記』延久元年五月二三日条では「播磨守」が母の遠忌により仏事を行つてゐるが、これは俊綱母の祇子の忌日であり、この「播磨守」も俊綱であろう。俊綱は讃岐守橘俊遠の養子。実父は頼通。母は祇子であり、師実・寛子と同母(『宇治拾遺物語』三)。伏見修理大夫とも呼ばれる。尾張・丹波・播磨・讃岐・但馬・近江等の守を歴任。極官は修理大夫正四位上。

白河院に「おもろしき所」を尋ねられ、人々が石田殿・高陽院・鳥羽殿を擧げるなか、俊綱が、第三番目は鳥羽殿ではなくて自身の伏見亭であると述べた話が『今鏡』同前に見える。『作庭記』の著者に比定される。時に三七歳。

(35) **臥見** 伏見のこと。「播州山庄臥見」は橋俊綱の臥見亭を指す。後に白河院に献上され、さらにその甥の源有仁に渡り、後白河天皇の所有となつた。ここでは頼通が宇治へ向かう途中の宿泊場所となつてゐる。なお『康平記』康平五年八月二九日条にも木幡淨妙寺の行き帰りに「丹波前司領伏見宅」「伏見」に立ち寄つたことが見える。俊綱は天喜四年には丹波守であり（天喜四年四月三十日皇后宮寛子春秋歌合・新日本古典文学大系『歌合集』）、この「丹波前司」も橋俊綱であろう。また『中右記』嘉承元年（一一〇六）一二月一六日条では宇治に行く際に深草を経て「伏見北坂」を通つている。京から宇治に行くルートは、大和路・木幡山（今の桃山）・小栗栖・樅川（今の山科川）・石田・木幡と考えられ（奥村恒哉『京都から宇治まで』『源氏物語の地理』思文閣出版、一九九九）、ここでの臥見は木幡山（今の桃山）の辺りに当たるのだろう。本条から俊綱がこの頃すでに、この地に邸宅を所有し、宇治への中継地の役割を持つことが判明する。

(36) **下車して** ここで車を降りて橋を渡つている。山崎橋でも騎馬のま

ま橋を渡ることは禁じられていた（『三代格』一六、貞觀一五年〔八七三〕正月二三日付太政官符）。宇治橋を渡る様子は、『中右記』嘉承元年一二月一六日条では「放御車牽渡、前駆下馬」、同康和二年一月二七日条では「攬放御車被引渡、前駆以下歩行」とあり、やはり下車したことが見えてゐる。

(37) **橋** 宇治川に掛かる宇治橋。『醍醐雜事記』七には康平六年三月

一二日に「宇治橋作了」とあり、『伊呂波字類抄』五、う、国郡付名所にも同様の記事が見える。杉本宏氏によると、現在より上流にあつた「古宇治橋」の架橋地点は、平等院造営に伴つて境内に取り込まれ、新たに現在の位置に宇治橋が架橋されたという（『權門都市宇治の成立』『仏教藝術』二七九、二〇〇五）。そうであればこの橋は新造して間もない新宇治橋と言える。

(38) **南御堂** 平等院の阿弥陀堂、現在の鳳凰堂。永承七年に建立された

平等院は、大日如来を本尊とする五間四面の建物を本堂とした（『伊呂波字類抄』一〇、ひ、諸寺）。その後、天喜元年に阿弥陀堂（現在の鳳凰堂）が建立される。この堂は同時代には「宇治御堂」（定家朝臣記）『陽明叢書』天喜元年二月五日条・「平等院口堂」（同三月四日条）と呼ばれている。『中右記』長承元年（一二三二）九月二十四日条から復元される平等院の伽藍配置では、本堂は北大門を入つて東側の宇治川に面する位置、現在の觀音堂の辺りに位置する（杉本宏・吹田直子『平等院発掘』『仏教藝術』二七九、二〇〇五）。北側の本堂に対し、阿弥陀堂を「南御堂」と称するのだろう。

(39) **巡礼す** 阿弥陀堂に安置されている阿弥陀如來坐像・雲中供養菩薩像などを礼拝したか。或いは阿弥陀堂から、本堂・多宝塔等の平等院内の諸堂を巡つたか。

(40) **殷雷** 轟く雷声も指すが、ここでは雷そのものを指す。

(41) **耳を失ひ** 「耳を失ふ」という表現は、あまりの音の大きさにより、聴力が一時的に働かなかつたことを指すか。この箇所は「耳」と「心」とが重なつて書かれる。先後が判別しづらいが、「耳」と「已」との接続がなめらかなこと、すぐ後に同様の字の並び「失心神」があることから、俊房は先に「失心」と書きながら、下の「失心神」と取り違

えたことに気付き、すぐに書き直したと考えられる。これは写本作成時によくあるミスであり、俊房が事前にメモを作成して、それを具注暦に写した可能性が考えられる。後述する二七日の記載箇所の誤りも同様に転写作業の際のミスの可能性がある。

- (42) **廿七日** 具注暦の二六日の箇所に、二七日の内容を書き込んでしまった後で○と線とで記事の移動を指示している。なお書き下し文は俊房の指示に基づいて配列を修整した。二六日の記事は裏書（具注暦二六日二行目の裏）に書かれているが、先に二七日の記事を表の二六日の部分に誤つて書いてしまったためであろう。また二七日の箇所には「天晴」とのみある。二六日（裏書）・二七日（二六日条に記載）・二八日の記事はいずれも「天晴」で始まっている。これらのいずれかを誤つて記入したものか。寺前氏は俊房が二六日・二七日の二日分の日記を後でまとめて書いたと指摘する（前掲論文）。ただし、前註でふれた後日の転写の可能性を考えれば、二日分以上にわたつてまとめ書かれたとも考えられる。

- (43) **皇后宮** 後冷泉天皇皇后藤原寛子。康平七年三月の註⁽¹⁾参照。このときは後冷泉天皇とともに高陽院にいたと考えられるが、七月二一日条では四条宮での滞在が確認され、すでに四条宮に移動していた可能性もある。

- (44) **自ら殿：参りて** この箇所は「自自參殿_下」とあり、二文字目の「自」は字形がかなり崩れている。これを衍字とし、俊房が自らの意志で頼通のもとに行つたと解釈するのが妥当か。
- (45) **皇后宮** 「后宮」と書いてから傍書で「皇」を補つてある。俊房が普段使つてゐる「きさきのみや」という呼び方が表れたものか。

（重田香澄・二〇八日、黒須友里江・九〇一日、